

取扱区分：「公開」

令和元年第8回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



令和元年8月9日(金) 10時04分～

於：周南市役所 2階 共用会議室 G

令和元年第8回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年8月9日(金) 午前10時04分 ~ 10時47分

2 場 所 周南市役所 2階 共用会議室 G

3 会議に付した議案

議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第32号	農地法第18条の規定による許可申請について	1件
議案第33号	農地法第3条第2項第5号の規定による 別段面積について	1件
報告第32号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	2件
報告第33号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	8件
報告第34号	非農地証明について	5件
報告第35号	農地所有適格化法人報告書について	4件

4 出席委員

第1番 藤井 孝君	第2番 田中 榮作君
第3番 高橋 恵君	第4番 佐伯 伴章君
第5番 秋 貞 啓子君	第6番 徳本 勉君
第8番 弘 中 壽君	第9番 岩 田 実君
第10番 藤原 典子君	第11番 松 田 孝行君
第12番 林 俊一君	第13番 竹 安 昌巳君
第15番 原 田 雅之君	第16番 笠 井 保雄君(職務代理者)
第17番 西 田 孝美君(会長)	

5 欠席委員

第7番 山崎光夫君

第14番 歳光時正君

6 事務局職員

局長 山本博彦

次長 原田省二

次長補佐 時重智一

書記 松原義孝

<p>事務局長</p>	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。</p> <p>本日の総会の出席委員は17名中15名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、第7番山崎光夫委員、第14番歳光時正委員の2名でございます。周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、議長よろしく願いいたします。</p> <p>開会（午前10時04分 ～ ）</p>
<p>議長（西田会長）</p>	<p>それでは只今より、令和元年第8回周南市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第13番、竹安昌巳委員、第8番、弘中壽委員のご両名にお願いいたします。</p> <p>議事日程第2、議案の審議に入ります。</p> <p>それでは、議案第30号を議題といたします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の1ページ、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1議案1件を、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、周南市大字●●●字●●●に所在する農地の田、1筆の347平方メートルでございます。</p> <p>権利移動につきましては、譲渡人は、自らは耕作しておらず、譲受人は、自宅前で近いため、これまでもこの申請地を耕作しており、譲り受けるものです。</p> <p>次に、取得後の農地は約40アールで、当地区の30アールの下限面積要</p>

<p>議長（西田会長）</p> <p>第4番</p> <p>佐伯 伴章委員</p>	<p>件を満たしています。</p> <p>また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。</p> <p>以上です。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>4番の佐伯です、第3条許可申請について報告いたします。</p> <p>譲渡人とは、電話連絡にて申請内容について確認、今まで預かって耕作してもらっていて今後も耕作は無理と思われるため、今回譲渡すことにしたと確認。</p> <p>譲受人とは、本人と現地にて出会い、申請内容について話をしました。</p> <p>今まで、農地を預かり耕作してきており、今回所有権を移動ということ譲渡人と話をし、申請したとのこと。</p> <p>農地は、自宅の目前で移動距離はなく、今まで通り耕作に問題はないと思われ、農機具等においても耕作に必要な物も所持しておられ、今後も夫婦で通年野菜、季節野菜等を作っていきますとの事でしたので、農地の維持管理に問題はないと思われますので、審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>議長（西田会長）</p> <p>事務局次長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今の議案第30号の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第30号につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、議案第30号は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第31号を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書の2ページ、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請に</p>

<p>(スクリーンでの説明)</p>	<p>ついて」、1議案3件を、ご説明いたします。</p> <p>まず1番について、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、山口市に支店を置く建設業を営む法人です。</p> <p>J R山陽新幹線 法面排水工事を実施するにあたり、申請地が工事現場に近接しているため、工事期間中、一時的に現場事務所、工事車両等駐車場、産業廃棄物仮置場などとして利用するものです。</p> <p>貸付人は、工事期間中、賃貸借契約を締結し、工事完了後は速やかに原状復旧するという内容に応じて、今回の申請になったものです。</p> <p>申請地は、●●支所から北西へ約180メートルに位置し、所在は、周南市大字●●字●●2，477番7、地目は「田」、地積は462平方メートルです。</p> <p>こちらが、分間図です。</p> <p>続きまして、土地利用計画図です。</p> <p>工事車両6台、バックホウ1台、敷き鉄板4枚、産業廃棄物仮置約40平方メートル、倉庫1棟、仮設トイレなどを置くものです。</p>
<p>(スクリーンでの説明終了)</p> <p>議長（西田会長）</p>	<p>最後に申請地の写真です。</p> <p>次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。</p> <p>農地区分は、概ね300メートル以内に支所がある第3種農地に該当いたします。</p> <p>農地区分と転用目的の適合については、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障については、被害防除計画書が添付されており雨水は道路側溝への放流です。</p> <p>一時転用の場合の妥当性については、令和2年3月31日までの原状回復誓約書が提出されています。</p> <p>その他の許可基準につきましても、すべて満たしており、必要な書類も完備されています。</p> <p>以上です。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現</p>

<p>第 9 番 岩田 実委員</p>	<p>地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>第 9 番の岩田です、議案第 3 1 号 1 番について補足説明します。</p> <p>8 月 1 日譲受人である工事会社関係者 2 名と現地確認をしました。</p> <p>譲渡人とは、同日電話にて意思確認をしました。</p> <p>山陽新幹線法面補修工事に伴う資材置場、工事作業用車の駐車場、用地として、賃貸借するものです。</p> <p>地目は田で、4 6 2 平方メートル、現状は耕作されておらず、放任状態でした。</p> <p>譲渡人は、工事期間中については、賃貸借契約をかわし工事完了後は、速やかに現状復旧をする内容で応じたとのことでした。</p> <p>契約期間は許可後から 2 0 2 0 年 3 月 3 1 日までです。</p> <p>申請書、位置図、分間図、被害防除計画書、事業計画書、土地利用計画図、原状回復誓約書、等がそろっており問題ないと思われま。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>議長（西田会長）</p> <p>事務局次長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今の議案第 3 1 号 1 番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第 3 1 号 1 番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、議案第 3 1 号 1 番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 3 1 号 2 番を議題とします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、2 番をご説明いたします。</p> <p>申請人は、市内に居住している会社員の方です。</p> <p>妻の実家の近所に家を建てたいという希望から、妻の祖母が所有する土地に自己用住宅を建築するものです。</p>

貸付人は、申請人の申出を受け、高齢による農作業の継続も負担となっていたことから、今回の申請になったものです。

申請地は、●●●支所から南西へ約2.5キロメートルに位置し、所在は、大字●●●●●字●●●2155番2、地目は「田」で地積は719平方メートルの内、584平方メートルです。

続きまして、分間図です。

次に、土地利用計画図です。

土地の北側が急傾斜の法面であることから、一部転用面積584平方メートルの内、有効敷地面積は480平方メートルとなります。

建築面積が87.36平方メートル、カーポート面積が45平方メートル、合計132.36平方メートルで、建ぺい率は27.58%となり、適正と認められます。

なお、南側の土地135平方メートルは、貸付人の子が農業用倉庫として、7月29日付けで転用制限の例外届出が提出されています。

次に、建物立面図です。

次に、カーポートです。

申請地の写真です。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

計画面積の妥当性につきましては、先程の土地利用計画書の説明通り、面積、建ぺい率共に適正と認めております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、汚水は下水道への接続、雨水は道路側溝への放流です。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現

<p>第3番 高橋 恵委員</p>	<p>地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>3番高橋です、2番につきまして、8月4日に譲渡人と現地にて、確認いたしましたので報告します。</p> <p>尚、譲受人とは電話にて確認しました。</p> <p>申請地の現況は、道路に面しているため、一部が以前に歩道拡張工事にかかり、そのため水の確保が難しくなったので、耕作は長いことされていないとの事でした。</p> <p>一部に梅が植えられていて、定期的に草刈り等の維持管理はされてきました。</p> <p>譲受人の妻が譲渡人の孫にあたり、今後のことも考え実家近くに家を建てたいとの事で、今回の申請になりました。</p> <p>書類等も完備されていますので、問題ないと思われます。</p> <p>ご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長（西田会長）</p> <p>事務局次長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今の議案第31号2番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第31号2番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、議案第31号2番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第31号3番を議題とします。</p> <p>事務局よりの議案の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、3番をご説明いたします。</p> <p>申請人は、山口市に支店を置く建設業を営む法人です。</p> <p>昨年7月の豪雨災害によるJR岩徳線の勝間・大河内間、線路法面の崩壊に伴う災害復旧工事を実施するにあたり、申請地が工事現場に隣接しているため、工事期間中、一時的に作業通路及び作業ヤードとして利用するもので</p>

<p>議長（西田会長）</p> <p>第15番</p> <p>原田 雅之委員</p>	<p>す。</p> <p>貸付人は、工事期間中、賃貸借契約を締結し、工事完了後は速やかに原状復旧する内容に応じて、今回の申請になったものです。</p> <p>申請地は、●●総合支所から南西へ約2.1キロメートルに位置し、所在は、周南市大字 ●● 字 ●●●● 1, 119番1、地目は「田」、地積は3,704平方メートルの内、539平方メートルです。</p> <p>こちらが、地籍図です。</p> <p>続きまして、土地利用計画図です。</p> <p>工事用機器10台、敷き鉄板36枚、砂10立方メートル、真砂250立方メートル、仮設トイレ1基などを置くものです。</p> <p>最後に申請地の写真です。</p> <p>次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。</p> <p>農地区分と転用目的の適合については、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障については、被害防除計画書が添付されており、雨水は線路側溝への放流です。</p> <p>一時転用の場合の妥当性については、令和2年8月31日までの原状回復誓約書も提出されています。</p> <p>その他の許可基準につきましても、すべて満たしており、必要な書類も完備されています。</p> <p>以上です。</p> <p>只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。</p> <p>15番の原田です、議案第31号3番について補足説明いたします。</p> <p>去る7月31日、現地確認及び両申請人と電話にて意思確認いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>申請地は、現在休耕しており、年1、2回程度草刈りがされています。</p>
--	--

	<p>周囲は、山林、道路及び休耕農地で一部今年の豪雨で土砂が流入していました。</p> <p>貸主の話では、申請地は山林から常に水がしみ出してきており、水稻を作付するにしても、刈取りが非常に困難で高齢にもなり、この数年休耕しているとの事でした。</p> <p>この度、災害復旧工事にあたり、借受人の申出に応ずるとの事でした。</p> <p>借受人は、今年の豪雨災害の線路法面復旧工事を行うにあたり、住宅地からも離れており、現場直近の申請地に作業ヤードを設けて施工したいとの事でした。</p> <p>事業計画にあたり、排水路も作業場になるので、施工の確認をしたところ、作業中は、ヒューム管を設置して排水路を確保し、現状復旧時には、ヒューム管を取り除いて排水路の復旧を行うのと同時に、現在土砂崩れで埋まっている道路及び農地の復旧も可能な限り行うとの事でした。</p> <p>事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査しましたが、特に問題ないと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長（西田会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今の議案第31号3番の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第31号3番につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、ご異議はございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので、議案第31号3番は許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第32号を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案書の3ページ、議案第32号「農地法第18条の規定による許可申請について」、1議案1件です。</p>

「賃借人の意見を踏まえて」継続審議となりました、本事案について今一度、ご説明いたします。

申請人は、賃貸人であり、今回、農地の賃貸借について、「解約の申入れ」を申請したものであります。

当該農地は、1筆、地目:田、面積:1, 318平方メートルであり、農地の賃貸借契約については、昭和40年12月に、現在の賃貸人の父と賃借人の父との間で、締結されました。

賃貸借契約の内容については、昭和41年1月1日から昭和43年12月31日までの3年間とし、その後は同一要件で、期間の定めのない賃貸借契約となっています。

現在、当該農地は賃借人により、田として耕作、利用を続けておりますが、賃借人の耕作地は、これ以外に●●地区に1筆、●●●地区に10筆、合計面積16, 737平方メートルであります。

次に、今回、賃貸人が周南市農業委員会会長あてに解約申入れを行うに至った経緯であります。当該農地は、市街化区域内にあり、宅地並みの課税で固定資産税の課税額は、現在の賃料の約8倍となっており、近年、賃貸人の税負担、持ち出し分が増加している状況にあります。

このことから、平成29年11月に、賃貸人は、賃借人を相手方として、本件農地の返還に関連する協議の申し入れを行っているところです。

こうした経緯から、農業委員会事務局による調整及び当事者間の弁護士を通じた交渉でも合意解約に至らず、この度、賃貸人が会長あてに解約の申入れを申請するに至ったものであります。

本申請における解約理由としては、当該農地を転用し、市街化区域内の土地区画整理事業実施済み地内でもあることから、宅地分譲地としての事業計画もあり、計画を実施したいとしているところです。

この宅地分譲を目的とする転用計画について判断しますと、当該農地は、市街化区域内にある農地であり、農地法第4条第1項第7号及び農地法第5条第1項第6号の規定により、法定の書類を添えて、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより、転用が可能な農地であります。今回の18条申請が

許可された場合には、農地転用の届け出が見込まれるものであります。

また、賃貸人からの18条申請には、賃借人に対する離作補償を令和元年11月1日までに支払うことは可能な旨の記述もあるところです。

本件において、賃借人からの意見も聴く必要があることから、状況を確認しようとしたところ、「1か月以内に意見を述べたい。」との回答があり、令和元年7月25日に意見書が提出されました。

これによると、戦前から当該農地を賃借人の曾祖父が小作人として耕作、現在に至っているものです。

戦後、自作農創設特別措置法により、国に買い上げられ耕作者である賃借人家へ所有権の譲渡がなされるべきであったが、対象外の農地として存続しており、小作権については、農地法3条による県知事の許可を受けて農地基本台帳に登録された統治法上の賃借り地とされてきたものであり、農地法上の各種の耕作権保護が農地法上で定められているが、その適用が受けられる、という点での保護が厚くなっている永小作権なり農地賃借権、と解釈されるべきものであるとしています。

その上で、「小作人が地主の意思に関係なく、自由に小作権を売買したり担保にしたりした場合に、地主もこれを尊重してきたというような事実があるときには、永小作権の存在を認定してよい」として、当該農地における小作権の取得状況からすると耕作権は永小作権である可能性が高いものと考えられています。

こうした、始期の不明な永小作権については、民法施行から50年の昭和23年7月15日に一斉に50年の存続期限を迎えることになったが、それには間に合わなかった。

そして実情としては、上記期限を経過した後も永小作権農地の耕作は継続して行われ、地料も支払われていったものについては、永小作権は合意更新がなされたものと判断されるものであり、当該農地が永小作地であった場合、それは自作農創設特別措置法を潜り抜けて、在村地主の特例地として地主に所有権の存続が認められ、それに伴い永小作権なども存続したものであるとしています。

なお、当該農地が永小作地である場合、2回目の更新が1998年7月15日に為され、これは2048年7月14日まで存続期間が存在するものであり、その存続期限が今後29年ほど存在するとしています。

これらにより、当該農地についての離作料の適正な金額については、上記存続期間のものである確率が50パーセント以上であるものと考えらるべきだが、適切な離作料の交渉を拒否した上での賃貸人の解約許可申請は、不適切なものとして却下されるものであり、適切な離作料の提供を条件としての許可がなされなければならないとしています。

以上が双方の意見となりますが、今回の事案につきましては、①賃貸借契約書があること、②市の小作台帳に登載されていること、③賃貸借契約を認めたくて相続手続きをしていること、により永小作権とは認めがたく、民法上の賃貸借契約であると判断します。

これにより、農地の賃貸借についての解約の申入れとなることから、この許可の基準では、農地法第18条第2項第2号、先般の配布資料では、資料の裏面、5の許可の基準の(2)になりますが、「その農地を農地以外のものにするを相当とする場合」に該当することから、今回の賃貸人からの申請による農地の賃貸借の解約の申し入れを、認めることとしますが併せて、当事者間において離作補償を行うことを許可書に明示することとします。

なお、農業委員会としては、現在賃借人が多く耕作されている、●●●地区において、農業委員及び農地利用最適化推進委員を通じて、農地の代替地を斡旋することも考えられます。

本事案につきましては、当該農地の賃貸借契約の解約は適当と認め、許可相当と判断するものであります。

説明は、以上です。

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

2番田中です、調査の結果を報告いたします。

6月30日に、現地調査を行いましたのが、その際には当該農地について、水稻が作付けされておりました。

議長（西田会長）

第2番

田中 栄作委員

<p>議長（西田会長）</p>	<p>先程事務局から、説明がありましたように、当該農地周辺は、区画整理後、集合住宅や一戸建て住宅が立ち並ぶ市街化区域であり、当該農地は、法定の書類を農業委員会へ届け出ることにより転用が可能と考えております。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>只今の議案第32号の案件につきまして、質疑を行います。</p> <p>ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p> <p>特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>議案第32号につきまして、採決を行います。</p> <p>許可とすることに、賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>よって議案第32号は、許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第33号を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>議案書の4ページ、議案第33号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について」を、ご説明いたします。</p> <p>平成21年の農地法改正により、下限面積の設定が農業委員会に移譲され、地域の実情に応じて面積を定めることが可能となり、同年12月15日付で周南市農業委員会として、告示をしているところです。</p> <p>参考資料1として、県内各市町の下限面積の状況を添付していますが、昨年と変わりがございません。</p> <p>次に、農地の権利取得の下限面積要件の特例といたしまして、別紙の参考資料2をご覧ください。</p> <p>農地法では、農地に係る権利の取得をする場合の要件は、農地法第3条第2項第5号のとおりですが、農地法施行規則第17条の第1項又は、第2項のいずれかの適用により、農業委員会において、この範囲内で別段の面積を定める</p>

ものです。

現在、周南市では、別段面積を大津島・大島・杵島地区が20アール、その他の地区が30アールと定めておりますが、この下限面積については、「農業委員会の適正な事務実施について」（農林水産省経営局長通知）で、毎年総会において、面積の設定または、修正の必要性をご審議いただき、結果と理由を公表することとなっております。

これらにより、別段面積の設定については、別紙1のとおりとしてお諮りするものです。

まず、30アール地区ですが、参考資料3、経営耕地面積規模別農家数（2015農業センサスより）30アール未満の農家数割合が53%、20アール未満が27%となっており、30アール地区につきまして、「現行の下限面積30アール地区の変更は行わない。」とするものです。

次に、20アール地区です、参考資料3、下限面積20アール設定地域の農家数（農地台帳より）20アール未満の農家数割合は、地域によっては、40%に満たないところもありますが、20アール地区につきまして、地形的特性や農地の効率的利用の確保という観点も含め「現在の別段面積を継続する。」とするものです。

なお、幹事会において、令和2年2月に調査されます農林業センサスのデータや利用状況調査及び県内市町の動向を推察し、下限面積緩和につきまして、引き続き検討していくことで、ご承認をいただいております。

説明は、以上でございます。

ありがとうございました。

只今の議案第33号の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西田会長）

<p>事務局長</p>	<p>異議がありませんので、議案第33号は許可と決定いたします。</p> <p>以上で、審議案件は全て終了いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。</p> <p>それでは、報告第32号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第32号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。</p> <p>市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。</p> <p>内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします</p>
<p>議長（西田会長）</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>以上で報告第32号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第33号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の6ページから7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第33号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。</p> <p>市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は8件ございました。</p> <p>内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長（西田会長）</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>以上で報告第33号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第34号につきまして、事務局よりの報告事項の説明を</p>

<p>事務局長</p>	<p>お願いいたします。</p> <p>議案書の 8 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第 3 4 号「非農地証明について」をご説明いたします。</p> <p>登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。</p> <p>今回は 5 件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長（西田会長）</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>以上で報告第 3 4 号を終わります。</p> <p>続きまして、報告第 3 5 号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案書の 9 ページをお願いいたします。</p> <p>報告第 3 5 号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。</p> <p>農地所有適格法人は、農地法第 6 条第 1 項及び同法施行規則第 5 8 条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後 3 ヶ月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。</p> <p>今回は 4 件ございました。添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第 2 条第 3 項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長（西田会長）</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>以上で報告第 3 5 号を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、令和元年第 8 回周南市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

閉会（午前10時47分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和元年8月9日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 竹 安 昌 巳

委 員 弘 中 壽